

札幌のぼりべつ会会則

(名 称)

第1条 本会は、「札幌のぼりべつ会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と共栄を図り、郷土の発展に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、前条の目的に賛同し、登別にゆかりのある、札幌圏に居住する個人及び札幌圏に所在する法人で組織する。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦事業
- (2) 登別の発展に寄与する事業
- (3) 会報・名簿の発行
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 幹 事 若干名
- (5) 会計幹事 1名
- (6) 会計監査 2名
- (7) 顧 問 若干名

2 役員を選任は総会において行う。

3 役員任期は2年とし再任を妨げない。

ただし、任期を満了した日から役員を選任を要する次の総会までの間は、同一の役員とみなす。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は幹事を代表して本会の運営を実行する。
- (4) 幹事は本会の運営に参画する。
- (5) 会計幹事は本会の会計を執行する。
- (6) 会計監査は本会の会計を監査し総会に報告する。
- (7) 顧問は本会に出席し、本会の運営について助言する。

(会 議)

第7条 本会の総会は次のとおりとする。

- (1) 定期総会は毎年1回、事業年度終了後に開催する。
- (2) 臨時総会は役員会で必要と認めるとき開催する。
- (3) 総会の議長は会長がその任にあたる。

(総会の審議事項)

第8条 総会は、次の事項を審議し議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支予算
- (3) 役員を選任

(4) 会則の改正

(5) その他、本会の重要事項に関すること

(総会の議決)

第9条 総会の議決は、会員の出席者の過半数をもって決定する。

(役員会)

第10条 役員会は、第5条に定める役員をもって構成し、会長が必要と認めたときこれを招集する。

(部会)

第11条 本会は、第4条の事業を達成する為に必要な部会を置くことができる。

(経費・会計年度)

第12条 本会の経費は、会費・その他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(会費等)

第13条 会費は、年会費として男性個人会員は2,000円、女性個人会員は1,000円、法人会員は10,000円を納入する。

2 3年以上の会費滞納者は、事前通知した後に、自動退会とみなす。

(会員の慶弔)

第14条 会員本人の慶弔については次のとおりとする。

(1) 公的機関から表彰を受けた場合は、祝電及び10,000円相当の祝金を贈る。

(2) 弔事の場合は、本会名で弔電及び10,000円相当の香典又は生花を贈る。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

所在地 札幌市中央区北4条西5丁目1番地

アスティ45ビル13階(〒060-0004)

株式会社開発工営社 内

TEL (011) 207-3666

FAX (011) 218-5777

附 則

この会則は、平成8年10月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年11月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年11月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年11月16日から施行し、平成24年度の会計期間は、平成24年10月1日から平成25年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成26年5月30日から施行する。

ただし、任期満了後の役員を選任については、第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、平成26年11月16日をもって役員全員を再任し、任期は平成27年度総会までとする。

附 則

この会則は、平成29年6月7日から施行する。